

2024年6月1日

従業員 各位

株式会社



介護職員処遇改善加算について

2024年4月の介護報酬改定に伴い、2024年6月より各種処遇改善加算（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算）が一本化され、加算率が上げられることになりました。当社においても、「介護職員等処遇改善加算」を算定するにあたり、2024年6月給与分より「処遇改善手当」の支給要件を次のとおりとしますのでお知らせします。なお、支給額は、毎年計画の届出をする際に見直しを行うこととし、同加算の算定を取り下げた場合、本手当は支給されません。

不明な点は各マネージャーへお問い合わせください。

【対象事業所】

- ・ヘルパーステーション ハンズケア
- ・街なかデイサービス 和音
- ・デイサービス 花音
- ・グループホーム パラソル 操南
- ・グループホーム パラソル 倉敷中庄

【支給対象者】

- ・介護職（送迎スタッフを含む）
- ・看護職
- ・機能訓練指導員
- ・事務職

※以下の従業員は支給の対象外

- ・評価シートの提出がない者
- ・退職が確定している者（退職意向のある者）
- ・昇給保留となっている者

【賃金改善の内容】

■ 基本給（基本時給）

○ 介護職（定期昇給分も処遇改善分として支給する ※2）

- ・正社員（契約社員）： 10,000円～100,000円以上を基本給に含む ※1
- ・パート : 100～250円以上を基本時給に含む ※1

（裏面に続く）

■ 処遇改善手当（処遇改善手当一覧表を参照）

○ 介護職

- ・正社員（契約社員）：2024年5月給与まで支給していた「特定処遇改善」「支援加算分」「支援補助金分」の手当を一本化することにより、これまでの支給金額に5,000円を追加し「処遇改善手当」として支給する（計20,000円～80,000円（パートは処遇改善手当一覧表を参照）※2

○ 看護職・機能訓練指導員・事務職

- ・「処遇改善手当」として10,000円～30,000円支給する（パートは処遇改善手当一覧表を参照）※2

※1 人事考課により異なる

※2 役職によって異なる

（単位：円）

処遇改善手当一覧表

正社員・契約社員

職種（職責）	処遇改善手当
経験・技能のある介護職 （マネジャー・介護保険事業所管理者）	80,000
介護職 （主任）	40,000
介護職 （副主任）	30,000
介護職 （一般）	30,000
介護職 （特定技能）	20,000～30,000
介護職 （技能実習生）	20,000
看護職・機能訓練指導員 （管理職）	30,000
看護職・機能訓練指導員 （主任）	20,000
看護職・機能訓練指導員 （一般）	10,000
事務職 （管理職）	30,000
事務職 （主任）	20,000
事務職 （一般）	10,000

パート（時間単価）

職種（職責）	処遇改善手当
介護職 （リーダー）	145
介護職 （一般）	115
看護職・機能訓練指導員 （リーダー）	85
看護職・機能訓練指導員 （一般）	55
事務職 （一般）	55

■ 賞与

- ・対象事業所の正社員には、年に2回の賞与として処遇改善手当分を支給する場合がある

以上